

○総務省令第二十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十七日

総務大臣 鳩山 邦夫

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の十二を次のように改める。

一の十二 設備規則第四十九条の十六においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの

陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの

第二条第一項第一号の十二の次に次の一号を加える。

一の十二の二 設備規則第四十九条の十六の二においてその無線設備の条件が定められているデジタル特

定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のも

○	備設線無の二十の号一第項一第条二第
---	-------------------

○	備設線無の二十の号一第項一第条二第
---	-------------------

○	備設線無の二の二十の号一第項一第条二第
---	---------------------

別表第一号一(3)アの表中

				○		○	○	○	
--	--	--	--	---	--	---	---	---	--

を

				○		○	○	○	
						○	○	○	

に改める。

						○		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						○		
						○		

別表第二号第一の表注3を次のように改める。

--	--	--	--	--	--	--

┌


┌

3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz間隔1,001波)」のように付記すること。

(2) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

「  

第2条第1項第1号の12に掲げる無線設備	B
----------------------	---

  
 」

「  

第2条第
第2条第

  
 」

1項第1号の12に掲げる無線設備	B
1項第1号の12の2に掲げる無線設備	CU

に冠す。

」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。